

高齢者虐待防止対策指針

社会福祉法人 友愛:

1. 基本方針

当法人は、当法人の理念に基づき、より質の高いサービスを提供することを目標に、ご利用者が安心・安全に過ごせるよう組織全体で虐待防止に取り組みます。虐待は、人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見に努めます。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為でご利用者の身体に外傷や痛みを与える、又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、ご利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(3) 性的虐待

ご利用者にわいせつな行為をすること。又はご利用者にわいせつな行為をさせること。

(4) 経済的虐待

ご利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、ご本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(5) ネグレクト

介護・世話の放棄・放任。意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、ご利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3. 推進体制

(1) 虐待防止委員会

① 目的

虐待防止及び早期発見のための組織体制を図ることを目的として、虐待防止委員会を設置します。

② 構成員

部署・役職	役割
施設長	統括責任者、委員会の招集
事務長	記録、研修担当
部長	虐待対応責任者、安全対策担当者、家族連絡、行政連絡
介護主任	虐待受付担当
通所主任	通所関連担当（虐待受付、家族連絡）
看護主任	
介護支援員	虐待受付担当
生活相談員	虐待受付担当、苦情受付担当
管理栄養士	

③ 開催

年に4回(概ね3カ月に1回)定期開催します。また、必要に応じて随時開催します。

④ 主な議題

- ・虐待防止委員会、その他虐待防止に関する体制のこと。
- ・虐待防止の指針整備に関すること。
- ・虐待防止に関する研修のこと。
- ・虐待及び虐待疑い(以下虐待等)について、職員が相談・報告できやすい体制整備に関すること。

- ・虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合に、その発生原因の分析と再発防止策の検討に関すること。
- ・再発防止策を講じた場合の評価に関すること。

(2) 虐待対応責任者

虐待等に関する中心的責任者として安全対策担当者が兼務し、以下を主な職務とします。

- ・虐待受付担当等からの報告による虐待等の内容把握と事実関係の再確認。
- ・統轄責任者への報告。
- ・委員会での虐待等発生原因の究明と、その対策検討。
- ・解決のための当事職員との話し合い、及びその後の指導・監督。
- ・ご利用者・ご家族及び通報者への結果報告。
- ・行政等への報告。

(3) 虐待受付担当者

虐待通報を行い易くするために虐待受付担当者を設置し、以下を主な職務とします。

- ・ご利用者、ご家族又は職員からの虐待等の通報・相談の受付。
- ・通報・相談内容の確認と記録。
- ・前項の記録を用いての虐待対応責任者への報告。

4. 職員研修

年2回(概ね6ヶ月に1回)以上定期開催する。また、新任職員入職時にも別途研修を行う。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法の基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位の如何を問わず厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とします。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 事業者内又はご利用者居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに虐待受付担当者に報告・相談します。
- (2) 虐待受付担当者は互いに情報共有を行い、できる限りの事実確認を行うと共に、それらについて記録を取り、遅滞なく虐待対応責任者に報告します。
- (3) 虐待対応責任者は、「3. 一(2)」に従い遅滞なく業務を遂行します。
- (4) 虐待等の発見・報告者は、報告等により不利益を被ることはありません。また、そのように配慮されなければなりません。

7. 成年後見制度の利用支援

ご利用者及びご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて社会福祉協議会や行政の関係窓口を案内する等の支援を行います。

8. 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者(生活相談員)は受け付けた内容を記録するとともに、安全対策担当者及び統括責任者に報告します。
- (2) 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」によるものとします。

9. ご利用者等による指針の閲覧

本指針は、ご利用者及びご家族等の求めに応じて、いつでも閲覧することができるとともに、外部の方に対しても閲覧が可能なよう事務所への配備とホームページの掲載を行います。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

内部研修のほか、外部の虐待防止に関する研修にも積極的に参加し、ご利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。